

大阪人間科学大学紀要投稿規程

第1条 大阪人間科学大学（以下「本学」という）紀要については、本学学術研究委員会（以下「学術研究委員会」という。）で審議する。

第2条 原稿の第一著者は、次のとおりとする。

- （1）本学専任教員
- （2）本学大学院生（ただし、本学専任教員と連名とし、第二著者であっても差し支えない）
- （3）その他、学術研究委員会で承認された者

第3条 紀要の原稿は、次のとおりとする。

- （1）原稿の種類は、原著論文、その他とする。著者は、原稿にそのいずれかを明記する。
- （2）原稿は和文あるいは英文とする。
- （3）原稿は、未発表のもの、重複投稿、個人情報保護を始め人権に対する配慮など倫理上の問題がないものに限る。そのほか下記の観点等から研究報告に相応しくないと委員会が判断した場合は採用しない。
 - ア) 商業主義
 - イ) 自己宣伝が強い
 - ウ) 単なる個人的な趣味への偏り
 - エ) 文章が難解
 - オ) 論旨が不明確で曖昧

また、原稿執筆にあたっては、「大阪人間科学大学学術研究倫理指針」及び各研究者が所属する学協会の倫理要領に基づいて執筆し、適切な研究倫理に留意するよう求める。

- （4）ヒトを対象とする研究は、本学倫理審査委員会で承認された旨を明記する。

第4条 投稿手続きは、次のとおりとする。

- （1）原稿は、電子データ（Word 版と PDF）を定めた期日までに学術研究委員会委員宛てに添付の上、提出する。なお、原稿の電子データとともに、査読用データ（Word 版と PDF）・「学術リポジトリ登録申請書」・「投稿論文整理票」・「COI 申告書」も提出すること。
- （2）投稿を取りやめる場合は、原稿提出期限内に学術研究委員会へ申し出ること。
- （3）原稿の執筆要項は、別に定める。

第5条 原稿の査読は、次のとおりとする。

- （1）学術研究委員会は、学内、学外推薦査読者から、1 論文につき原則 2 名の査読者を選出し、査読者の意見をもとにして原稿の採用を判断することができる。なお、査読者の査読件数の範囲は定めないこととする。
- （2）学術研究委員会は、原稿の種類等について変更を著者に求めることができる。
- （3）査読者は査読要領に従って査読を行う。
- （4）査読後返送された原稿は、指定された日までに再投稿することができることとし、指定した期限内に再提出されない場合は、投稿を取り下げたものとして処理する。

第6条 原稿の校正は、原則として編集に関わる修正（誤脱字、句読点、図表の配置、軽微な表現の訂正など）のみを対象とし、大幅な修正・加筆は認めない。

第7条 紀要に掲載された全ての投稿原稿の著作権は、本学に帰属するものとする。ただし、著作者が当該論文等を利用する場合には、本学の許諾を必要としない。

第8条 本学紀要に掲載された論文等は、本学学術情報リポジトリに登録するものとする。

第9条 紀要編集及び学術情報リポジトリ登録に必要なその他の事項は、別に定める。

第10条 紀要編集に関わる事務は、薫英学園図書館が行う。

附則

この規程は、平成13年7月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

この規程は、平成15年5月22日から施行する。

この規程は、平成17年7月14日から施行する。

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

この規程は、平成20年7月31日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月31日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年11月24日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。